

杉並区児童福祉施設の設置の認可等に関する規則を公布する。

令和8年10月29日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第116号

杉並区児童福祉施設の設置の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、児童福祉施設（法第35条第2項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）の設置の認可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第2条 法第35条第4項及び児童福祉法施行規則第37条第2項の規定による認可の申請は児童福祉施設設置認可申請書（第1号様式）により、法第56条の8第3項の規定による設置の届出は公私連携型保育所設置届（第2号様式）により行うものとする。

(認可書等の交付)

第3条 区長は、児童福祉施設の設置を認可したときは児童福祉施設設置認可書（第3号様式）を、認可しないときは児童福祉施設設置不認可決定通知書（第4号様式）を、当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 児童福祉法施行規則第37条第5項又は第6項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届（第5号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の申請)

第5条 法第35条第12項及び児童福祉法施行規則第38条第2項の規定による廃止又は休止の承認の申請は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の承認書の交付)

第6条 区長は、児童福祉施設の廃止又は休止を承認したときは、児童福祉施設廃



止（休止）承認書（第7号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（認可の取消し）

第7条 区長は、法第58条第1項の規定による認可の取消しを行ったときは、児童福祉施設設置認可取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、児童福祉施設の設置の認可等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

杉並区長 宛

申請者

住所（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、

法人名又は団体名及び代表者氏名）

児童福祉法第35条第4項及び児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により児童福祉施設の設置の認可を申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の所在地
- 4 事務所又は連絡所
- 5 経営主体
- 6 施設長の氏名
- 7 対象とする児童の種別
- 8 定員（児童遊園を除く。）
- 9 職員の構成
- 10 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面（児童遊園については、施設の規模）
- 11 土地の状況
- 12 運営の方法（保育所にあつては、事業の運営についての重要事項に関する規程）
- 13 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 14 併設事業
- 15 収支予算書
- 16 事業開始の予定年月日

年 月 日

（添付書類）

- 1 設置者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 2 法人にあつては、法人格を有することを証する書類
- 3 法人又は団体にあつては、定款、寄附行為その他の規約

第2号様式（第2条関係）

公私連携型保育所設置届

年 月 日

杉並区長 宛

設置者

所在地

法人名及び代表者氏名

児童福祉法第56条の8第3項の規定により公私連携型保育所の設置を届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の所在地
- 4 事務所又は連絡所
- 5 経営主体
- 6 対象とする児童の種別
- 7 定員
- 8 職員の構成
- 9 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 10 土地の状況
- 11 運営の方法
- 12 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 13 併設事業
- 14 収支予算書
- 15 事業開始予定年月日

年 月 日

（添付書類）

- 1 設置者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 2 法人格を有することを証する書類
- 3 定款、寄附行為その他の規約

第3号様式（第3条関係）

児童福祉施設設置認可書

第

号

設置者

年 月 日付けで申請のあった児童福祉施設の設置については、児童福祉法第35条第4項の規定により下記のとおり認可します。

年 月 日

杉並区長



記

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の所在地
- 4 経営主体
- 5 設置主体の代表者の氏名
- 6 施設長の氏名
- 7 建物その他設備の規模及び構造（児童遊園については、施設の規模）
- 8 定員（児童遊園を除く。）

人

（世帯数 世帯）

- 9 対象とする児童の種別
- 10 適用年月日
- 11 備考

児童福祉法若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいて行う処分に違反したときは、同法第58条第1項の規定により認可を取り消すことがあります。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第3条関係）

児童福祉施設設置不認可決定通知書

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった児童福祉施設の設置については、下記のとおり認可しないことに決定したので、児童福祉法第35条第9項の規定により通知します。

年 月 日

杉並区長



記

1 児童福祉施設の名称及び所在地

2 不認可理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第4条関係）

児童福祉施設内容変更届

年 月 日

杉並区長 宛

設置者

住所（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、

法人名又は団体名及び代表者氏名）

〔 施設の名称
施設の所在地 〕

年 月 日 第 号により設置の認可を受けた施設について、次の

とおりで変更するので 児童福祉法施行規則第37条 第5項 の規定により届け出ます。
変更したので 第6項

1 変更する（変更した）事項

2 変更する（変更した）事項の変更前後の比較
変更前

変更後

3 変更の理由

4 変更の時期

第6号様式（第5条関係）

児童福祉施設廃止（休止）承認申請書

年 月 日

杉並区長 宛

設置者

住所（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、

法人名又は団体名及び代表者氏名）

施設の名称	]
施設の所在地	

年 月 日 第 号により設置の認可を受けた

年 月 日付で設置の届出を行った

施設について、次の

とおり 廃止 したいので、児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法施行規則
休止

第38条第2項の規定により申請します。

1 施設の種類

2 廃止又は休止の理由

3 入所させている者の処置

4 廃止の場合にあつては、廃止の年月日及び財産の処分方法

5 休止の場合にあつては、予定期間

第7号様式（第6条関係）

児童福祉施設廃止（休止）承認書

第

号

設置者

年 月 日付けで申請のあった児童福祉施設の廃止又は休止については、児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

杉並区長



記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 3 承認する内容
- 4 承認する条件
- 5 適用年月日

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第7条関係）

児童福祉施設設置認可取消通知書

第

号

設置者

児童福祉法第58条第1項の規定により、児童福祉施設の認可を取り消したので、
下記のとおり通知します。

年 月 日

杉並区長



記

1 児童福祉施設の名称及び所在地

2 認可取消理由

3 認可取消年月日

（教示）

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

